

- (14) 年奉卜午後ニ三十分夜休懸サセルコト
- (15) 後業員ノ大掃除日ヲ公ニトスルコト
- (16) 各自ニ外套ヲ支給スルコト

右款願候也

昭和三年六月十五日

東京電燈株式会社
 有樂町本倉庫
 西園支倉庫
 芝区支倉庫
 後業員

歎 願

- 一 骸首ハ絶対ニセナイコト
- 二 待遇ヲ改善サレタシ
- 一、最低賃銀ヲ二円五十銭以上ニサレタシ
- ロ、一ケ年ニ二回一割以上昇給サレタシ
- ハ、恩惠部ヤ奨励歩ヲ取リ上ゲヌコト
- ニ、歩増ヲ本給ニ繰リ入レラレタシ
- ホ、退職手当ハ一ケ年ニ付三ヶ月以上支給サレタシ
- ヘ、一ケ年未満ハ一ケ年トシテ計算サレタシ
- ト、危険作業特別手当トシテ活線作業一回ニ付キ五日分ヲ支給サレタシ
- チ、夜勤手当ハ一時間三步支給サレタシ
- リ、轉勤手当ハ二倍支給スル様サレタシ
- ヌ、在勤手当ヲ取リ上ゲヌ様サレタシ
- ル、賞與ハ従末ノ二倍ニサレタシ
- ヌ、欠勤者ノ賞與減額ヲセナイコト
- ク、出張旅費ト曰当ハ従末ノ倍額支給サレタシ
- カ、車代ヤ出張旅費ハ速カニ支拂ハレタシ